

2018年10月1日

日本ボート協会 ガバナンス強化についてのお知らせ（総務委員会）

☆協会所属の弁護士による研修会制度を導入します

1. 導入目的：各種ハラスメントやホットライン制度の説明など、不祥事発生を未然に防ぐサポート体制の一つとして本制度を導入します。ガバナンスの向上策、および登録団体のレベル向上にも資するものと考えました。
2. 研修内容：（別紙をご参照ください）
3. 対象：登録団体（実業団、学校）および各地のボート協会の要請に応じ協会所属の弁護士を講師として派遣します。

4. 開催要領

- 1) 時間：①講習時間：90分（質疑応答などを含む）
②開催曜日：土曜日または日曜日
③時間帯：13時～16時
- 2) 場所：受講者側が準備・提供
（※費用がかかる場合は受講者側で負担）
- 3) 費用：交通費のみ受講者側が負担
⇒基本料金（最低料金）「2,000円」
⇒超過の場合は受講者側が全額負担
⇒宿泊が生じた場合は受講者側が全額負担

5. 申し込み方法

研修を希望される団体の代表者は申込書に必要事項を記載の上、日本ボート協会事務局（総務担当）までお申し込みください。

申込書は郵便またはメールで送付願います。

※申込先：〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館内
公益社団法人 日本ボート協会 総務担当宛て
e-mail：日本ボート協会 総務 <somu@jara.or.jp>